

海老名市みんなの自治会推進条例

私たちの海老名市では、自治会は地域コミュニティの中核及び地域課題の解決の基盤として、防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、高齢者の見守り、子育て支援、にぎわいの創出等の多様な活動を担い、その発展に寄与しています。

しかし、少子高齢化及び核家族化の進行、共同住宅の増加等による居住形態の変化に加え、人々の価値観の多様化により、地域コミュニティへの関心が薄れ、自治会においては、加入率の低下、担い手の不足、役員の高齢化等が深刻化し、安心して快適に暮らすことのできる地域社会の実現に影響を及ぼすおそれがあります。

一方で、自然災害の激甚化及び治安悪化への対応に当たっては、非常時の助け合い、高齢者及び子どもの日頃の見守り等、市民相互の支え合いが不可欠です。このような状況の下、市民が主体となり地域の課題を解決し、良好な生活環境を維持するためには、自治会における親睦及び交流を通じて形成される市民同士の顔の見える関係がますます重要となっています。

これらを踏まえ、安全で安心な暮らしやすい地域コミュニティを将来にわたり維持するためには、自治会が地域コミュニティの中核として今後も維持されるべき存在であるということを市民、自治会、事業者及び市が共通に認識することが必要です。

よって、ここに私たちは、市民、自治会、事業者及び市が適切な役割の下に相互に連携し、協働するとともに、自治会への自発的な加入及び参加を促すことにより、誰もが安心して快適に暮らすことのできる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、自治会の維持及び活動の活性化に関する基本理念を定め、市民、自治会、事業者及び市の役割及び責務を明らかにすることにより、誰もが共に支え合い、安心して快適に暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者をいう。
- (2) 地域コミュニティ 市内の一定の地域における市民同士のつながりをいう。
- (3) 自治会 市内の一定の地域に居住する者の地縁により形成された良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う団体（当該団体に準じた地域コミュニティの組織を含む。）をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (5) マンション等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- (6) マンション等の管理者等 次に掲げるものをいう。

ア 市内のマンション等の管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）のうち、当該マンション等の管理を第三者に委託しているものを除くもの

イ 市内のマンション等（管理組合がないものに限る。）の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）を代表する者のうち、当該マンション等の管理を第三者に委託しているものを除くもの

ウ 市内のマンション等の管理組合又は区分所有者を代表する者から委託を受けて当該マンション等の管理を行う者

- (7) 住宅関連事業者 住宅又は宅地の販売、賃貸又は管理（これらの代理又は媒介を含む。）を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 自治会の維持及び活動の活性化は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 自治会は、地域課題解決の基盤であり、地域コミュニティの中核として重要

な公共的役割を担い、今後も維持されるべき存在であることを市民、自治会、事業者及び市が認識すること。

- (2) 市民、自治会、事業者及び市が適切な役割分担の下に連携し、協働して取り組むこと。
- (3) 市民同士の交流を促進し、互いに支え合いながら、市民が自発的に自治会の活動に参加し、継続的な地域づくりを進めること。
- (4) 市民、自治会、事業者及び市が行う各種活動は、市民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重しつつ行われること。

(市民の役割)

第4条 市民は、安心して快適に暮らせる地域社会を築くため、地域コミュニティの一員として、個人の自由な意思に基づき、自治会への理解と関心を深めて加入に努めるとともに、その活動に積極的かつ主体的に参加し、参画し、及び協力するよう努めるものとする。

(自治会の役割)

第5条 自治会は、地域コミュニティの中核として、市民の誰もが参加しやすい開かれた組織を目指すとともに、市民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重し、主体的な活動を行うよう努めるものとする。

- 2 自治会は、その活動及び運営について、個人情報取扱いに留意し、透明性を確保し、積極的に情報を提供する等により、市民が加入し、及び参加しやすいものとなるよう努めるものとする。
- 3 自治会は、地域コミュニティの中核としてその発展に寄与してきたことを踏まえ、これまでの取組を次世代に継承するよう努めるものとする。
- 4 自治会は、その活動を補完し、又は充実させるため、必要に応じて、自治会の連合体、他の自治会、地域でまちづくり活動を行う諸団体及び事業者と連携するよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、地域コミュニティにおける自治会の重要性に鑑み、その維持及び活動

の活性化を図るため、次に掲げる施策を総合的に実施するものとする。

- (1) 市は、市民の自治会への自発的な加入又は自治会の自主的な設立を促進するため、必要な支援をするものとする。
- (2) 市は、自治会の活動について、市民及び事業者の理解及び関心を深め、参加、参画及び協力を促進するため、広報、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 市は、自治会の維持及び活動の活性化に関する施策を推進するため、検討を行う体制を整備するものとする。
- (4) 市は、災害発生時等においては、迅速かつ適切な措置を講ずるため、自治会と連携し、及び協力を図るものとする。

2 市は、自治会が自主的かつ自立的な組織であることを尊重し、市が自治会に業務を委託する場合は、過度な負担にならないよう配慮するものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、自治会の意義及び重要性を理解し、その活動へ積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

(住宅関連事業者の役割)

第8条 住宅関連事業者及びその関係団体は、自治会の維持及び活動の活性化に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 住宅関連事業者は、その業務に当たり、当該住宅の入居者（新たに入居しようとする者を含む。）に対し、地域の実情に応じて、自治会への自発的な加入又は自治会の自主的な設立を促す情報の提供に努めるものとする。

(マンション等の管理者等の役割)

第9条 マンション等の管理者等は、自治会への理解及び関心を深めるよう努めるものとする。

2 マンション等の管理者等は、自治会の活動に参加し、及び協力し、並びに自治会と連携するよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。